

# 官報

昭和三十年一月二十一日

## ○第二十一回 衆議院会議録第六号(その一)

昭和三十年一月二十一日(金曜日)

午前十時五十七分 開会式

午前十時五十九分 参議院議長、衆議院参議院の副議長、議員、内閣総理大臣その他の国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長は、式場である参議院議場に入り、所定の位置に着いた。

午前十時五十九分 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場に出御され、玉座に着かれた。衆議院議長は、左の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二十一天国会の開会式を挙げるにあたり、衆議院及び参議院を代表して式辞を申し述べます。

わが国をめぐる最近の国際情勢は、とみに活発の度を加え、ぜんじ、友好と協調の気運は高まりつつあるのでありますが、前途にはなお、複雑な諸種の問題が山積しております。

また国内においては、終戦以来、国民の努力によつて、産業の復興は着々と進み、国民生活もようやく向

上して、國運の進展をみつかることはまことに心強い限りであります

が、國政の各般にわたり、なおいちだんの努力を傾べべきものがあります。

かかる内外の事態に対処するため、わが国は進んで国際親善の途を開き、世界の平和に寄与するとともに、国内の産業を振興し、貿易を盛んにし、民生の安定と国力の充実を図ることが必要であります。

われわれはこの際、更に決意を新たにして、諸般の対策を講じ、一日

も早く自立国家に即応する諸態勢を確立しなければならないことを痛感いたしますのであります。

ここに開会式を行ふにあたり、われわれに負荷された重大な使命にかんがみ、日本憲法の精神を体し、おののその最善をつくして任務を遂行し、もつて国民の委託に応えようとするものであります。

このときには、わたくしは、国会が國權の最高機關としての使命を遺憾なく果し、また、全国民が憲法の諸原則をよく守り、互に協力し、民主的文化國家の育成に各自の最善を尽すことを切に望みます。

次いで、天皇陛下から左の御言葉を賜わった。

本日、第二十一回国会の開会式に臨み、全国民を代表する諸君とともに、親しく一堂に会することは、わたくしの深く喜びとするところであります。

わが国が、國際社会に復帰して以来、逐次諸国との国交を回復し、諸々世界の平和達成のために力をいたし、また、内にあつては、経済の発展、民生の安定に成果を示しつつあることは、国民の絶えざる努力によるものであり、諸君とともに喜びに堪えません。

しかしながら、わが国が、更に前途に予想される幾多の困難を乗りこえて、國運を隆盛に導き、信を世界に深めてゆくためには、今後なお、いつそうの努力を要することと思ひます。

このときに當り、わたくしは、国会が國權の最高機關としての使命を遺憾なく果し、また、全国民が憲法の諸原則をよく守り、互に協力し、民主的文化國家の育成に各自の最善を尽すこと切に望みます。

衆議院議長は、御前に参進して、御言葉を拝受した。

午前十一時五分 天皇陛下は、参議院議長の前行で入御された。

次いで、諸員は式場を出た。

午前十一時六分式を終る

昭和三十年二月二十一日 衆議院会議録第六号(その一)





## 第二百五十二条

本章に掲げる罪(第二百四十五条、

第二百四十六条第二号から第五号

まで及び第六号から第九号まで、

第二百四十八条、第二百四十九条、

第二百四十九条の二及び第二百四

十九条の三の罪を除く。)

## 第二百五十二条

本章に掲げる罪(第二百四十五条、

第二百四十二条、第二百四十四条、

第二百四十五条、第二百四十九条

の二及び第二百四十九条の三の罪

を除く。)

## 第二百五十四条

本章に掲げる罪(第二百四十五条、

第二百四十六条第二号から第五号

まで及び第六号から第九号まで、

第二百四十八条、第二百四十九条、

第二百四十九条の二及び第二百四

十九条の三の罪を除く。)

改める。

同条に次の二項を加える。

2 公職選挙法第三十三条第三項及び第二百七十七条の規定は、あらたに海区が定められた場合に準用する。この場合において、同法第三十三条中「地方自治法第七条第六項〔市町村の設置の告示〕」とあるのは「漁業法第八十四条第二項の公示」と、同法第二百七十七条中「市町村の選舉管理委員会」とあるのは「都道府県の選舉管理委員会」と読み替えるものとする。  
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第四条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「市若しくは区の区域」を「市区町村の区域」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「第十八条第一項、第三項及び第四項」を「第十八条(第一項但書を除く。)」に、

漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)

に

「第二百十一条」を「第二百十一条第一項及び第二項に」、「第二百十六条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)」を「第二百六十三条(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第二百七十七条(設置選挙)」に、「第二百三十八条(戸別訪問)」を「第二百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第二百三十八条(戸別訪問)、第二百四十条の二(連呼行為の禁止)、第二百四十八条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)」に、「第二百六十三条まで(個人演説会)」を「第二百六十三条まで(個人演説会)、第二百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止)」に改め、「第二百六十六条の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を削り、「第二百十条及び第二百十二条」を「及び第二百十一条第二項」に、「第二百二十三条规定の二、第二百三十五条の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を「第二百四十三条第一号及び第二号」に、「第二百四十三条第一号から第九号まで」を「第二百四十三条第一号及び第二号から第九号まで」に、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二及び第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」に改め、「第二百七十七条の二(選挙に関する届出等の時間)」の下に、「第二百七十二条の二(一部無効による再選挙の特例)」を加える。

| 同条の表中                        |          |
|------------------------------|----------|
| 第十七条第一項<br>及び第二項<br>第十八条规定の二 | 第十七条规定の二 |
| 第十八条规定の二                     | 第十七条规定の二 |
| 市町村の区域                       | 農業委員会の区域 |
| 市又は町村の区域                     | 農業委員会の区域 |
| 農業委員会の区域                     | 農業委員会の区域 |
| に、                           | に、       |
| を                            | を        |

第二十五条第二項 第二十五条第二項 次年の十二月十九日 次年(次年)の三月四日 次年(次年)の三月四日

第三十三条第三項 地方自治法第七条第六項(市町村の設置の告示)による当該農業委員会の設置の日 当該農業委員会の設置の日

昭和三十年一月二十一日 衆議院会議録第六号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

四六

を に を に を

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p><b>第二百五十五条</b> 本章に掲げる罪（第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六条（選挙運動に附する収入及び支出の規正違反）</p> <p><b>第二百五十六条</b> 第二号から第九号まで、第二百四十七条（寄附の制限違反）及び第二百四十八条（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）</p>                           | <p><b>第二百五十七条</b> 本章に掲げる罪（第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六条（選挙運動に附する収入及び支出の規正違反）</p> <p><b>第二百五十八条</b> 第二号から第九号まで、第二百四十七条（寄附の制限違反）及び第二百四十八条（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）</p> | <p><b>第二百五十九条</b> 本章に掲げる罪（第二百四十一条（選挙事務所、休憩所等の制限違反）、第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四条（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）</p> | <p><b>第二百六十条</b> 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条に掲げる罪（第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）及び第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）</p>  |
| <p><b>第二百六十一条</b> 本章に掲げる罪（第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六条（選挙運動に附する収入及び支出の規制違反））、第二百四十七条（寄附の制限違反）、第二百四十八条（寄附の勧誘、要求等の制限違反）、第二百四十九条（公職の候補者等の寄附の制限違反）及び第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）の罪を除く。）</p> | <p><b>第二百六十二条</b> 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条に掲げる罪（第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）及び第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）</p>   | <p><b>第二百六十三条</b> 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条に掲げる罪（第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）及び第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）</p>                               | <p><b>第二百六十四条</b> 農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条に掲げる罪（第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）及び第二百四十二条（選挙事務所設置の届出違反）の罪を除く。）</p> |
| <p><b>第二百六十五条</b> 第三百三十七条の三</p>   | <p><b>第二百六十六条</b> 第三百三十七条の三</p>   | <p><b>第二百六十七条</b> 第三百三十七条の三</p>   | <p><b>第二百六十八条</b> 第三百三十七条の三</p>   |
| <p><b>第二百六十九条</b> 第三百三十七条の三</p>   | <p><b>第二百七十条</b> 第三百三十七条の三</p>  | <p><b>第二百七十二条</b> 第三百三十七条の三</p>   | <p><b>第二百七十三条</b> 第三百三十七条の三</p>   |

七

第二百五十二条  
第一項

本章に掲げる罪(第二百四十条(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、  
第一項において準用する第十一条(選挙事務所設置の届出違反)、  
第二百四十二条(選挙事務所設置の届出違反)、  
第二百四十四条(選挙運動に関する各種制限違反)、そ  
の二)、第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、  
第二百四十六条(選挙運動に係る収入及び支出の規制違反)  
百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪を除く。)

農業委員会等に関する法律第  
六章に掲げる罪(第二百四十  
条(選挙事務所の制限違反)及  
び第二百四十二条(選挙事務  
所設置の届出違反)の罪を除く。)

第二百五十四条  
第一項

本章に掲げる罪(第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、  
第二百四十六条(選挙運動に  
関する収入及び支出の規制違反)  
第二号から第九号まで、第二百四  
十八条(寄附の制限違反)、第二百四  
十九条(寄附の勧誘、要求等の  
制限違反)、第二百四十九条の二  
(公職の候補者等の寄附の制限違  
反)並びに第二百四十九条の三(公  
職の候補者等の関係会社等の寄附  
の制限違反)の罪を除く。)

農業委員会等に関する法律第  
十一項において準用する第十  
六章に掲げる罪

改める。

2 昭和三十年三月一日現在既に公

職選挙法の一部を改正する法律

(昭和二十九年法律第二百七号)に

よる改正前の公職選挙法(昭和二

十五年法律第二百号)(以下「改正前

の公職選挙法」という。)又は從前

の地方自治法、漁業法、農業委員

会等に関する法律若しくは町村合

併促進法の規定によりその期日を

告示してある選挙又は投票に關し

ては、なお從前の例による。

3 改正前の公職選挙法又は從前

の地方自治法、漁業法、農業委員会

等に関する法律若しくは町村合併

促進法の規定により行われた選挙

第三十八条中〔昭和二十八年法  
律第二百五十八号〕と〔昭和二  
十九年法律第二百五十八号〕の下に  
『同法第二百五十八号』と〔昭和二  
十九年法律第二百五十八号〕の間に  
加えられる。)

4 改正前の公職選挙法又は從前

の地方自治法、漁業法、農業委員会

等に関する法律若しくは町村合併

促進法の規定により行われた選挙

第三十九条中〔昭和二十九年法  
律第二百五十九号〕と〔昭和二  
十九年法律第二百五十九号〕の間に  
加えられる。)

た日からその選挙の期日までの  
間ににおいて二以上の選挙区にわ  
たつて市町村の境界の変更があ  
つても、当該選挙区は、第十三  
条〔衆議院議員の選挙区〕第二項  
の規定にかかわらず、当該  
選挙区については、変更しないもの  
とする。

5 公職選挙法の一部を次のように  
改正する。

目次中「第十五条(地方公共団体  
の議会の議員の選挙区)」を「第十  
五条の二(選挙区の選挙期間中の特  
別例)」に改める。

第十五条の次に次の二条を加え  
る。

○久保田鶴松君登壇

〔久保田鶴松君登壇〕

に

改める。

て郡市の区域の変更(都道府県  
の境界にわたるもの)を除く。)が

あつても、当該選挙区は、前条  
第一項又は第二項の規定にかか  
わらず、当該選挙については、  
変更しないものとする。

第二百七十二条中「第十五条第  
一項(都道府県の議会の議員の選  
挙区)」の下に「及び第十五条の二  
の規定にかかる選挙区は、前条  
第三項(選挙区の選挙期間中の特  
別例)」を加える。

第一項(都道府県の議会の議員の選  
挙区)の規定にかかる選挙区は、  
第三項(選挙区の選挙期間中の特  
別例)」を加える。

すでに公布されております公職選挙法の改正に関連いたしまして、公職選挙法の規定を準用または引用しております。地方自治法、政治資金規正法、漁業法、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、農業委員会等に関する法律及び町村合併促進法の関係条文の事務的な整理を行う必要があると思ふのであります。さらに、現行法によりますれば、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県の議員の選挙において、その選挙の期日が公示または告示された後に市町村の廃置分合または境界変更等が行われますと、選挙の最中に選挙区に異動を生ずることになりますが、このようなことは、選挙の公正を確保するためには、ぜひ避けねばならないと思ひます。しかして、現にかかる事態の発生が予想されますので、特別の規定を設け、選挙の期日の公示または告示の日以後選挙の期日までの間は選挙区に異動を生じないよう措置する必要があるのであります。

よつて、特別委員会におきましては、昨二十日本案を起草の上、ここに提出いたしました次第でございます。(拍手)

○議長(松永東君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

(議院運営委員長提出)

国会法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略しこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(松永東君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松永東君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長菅家喜六君。

国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長菅家喜六君。

第九条 開会式は、衆議院議長が主宰する。

第十一条 常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。

第十三条 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。

第十五条中第三項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員の四分の一以上上の議員から要求があつたとき

前項の場合における会議の日数は、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。

第二十二条第一項の次に次の二項を加える。

前項の選挙の場合には、事務総集するのを常例とする。

第二条の二 特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。

第四条を次のように改める。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

二十四条 削除

第九条 開会式は、衆議院議長が主宰する。

第十一条 役員は、特に法律に定めた場合を除いては、國若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。

第三十一条 役員であつて前項の職を兼ねて副議長若しくは議長に事故がある場合は、その院の議長に提出しなければならない。

第三十二条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十三条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乗車することができる。

第三十四条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した請求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十五条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した請求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十六条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した請求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十七条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第三十八条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十一条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十二条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十三条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十四条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十五条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十六条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十七条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十八条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第四十九条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十一条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十二条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十三条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十四条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十五条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十六条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十七条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十八条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第五十九条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第六十条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第六十一条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

第六十二条 議員は、内閣総理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いて

議員は、<sup>少くとも</sup>一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り當てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が屬する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときには、議長は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、

第五十二条第一項を次のように改める。  
委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。  
委員会は、その決議により秘密会とすることができる。  
第五十四条を次のように改める。  
第五十四条　委員会において廢棄された少数意見で、出席委員の十分

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適当の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基き、議院の議決で委員会の審査を省略することがある。

第五十六条の三第一項及び第二項「事件」を「案件」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 各議院は、他の議

の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するに

|    |         |
|----|---------|
| 八  | 農林水產委員會 |
| 九  | 商工委員會   |
| 十  | 運輸委員會   |
| 十一 | 通信委員會   |
| 十二 | 建設委員會   |
| 十三 | 予算委員會   |
| 十四 | 決算委員會   |
| 十五 | 議院運營委員會 |
| 十六 | 懲罰委員會   |

特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にあるものとする。

特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の法律案については、委員長をもつて提出者とする。第五十一条第二項を次のように改める。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならぬ。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。

第五十六条第一項及び第二項を次のように改める。

議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

となるものについては、衆議院においては議員五十人以上、參議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

第四十一条 常任委員会は、左の通りとして、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

|           |
|-----------|
| 一 内閣委員会   |
| 二 地方行政委員会 |
| 三 法務委員会   |
| 四 外務委員会   |
| 五 大蔵委員会   |
| 六 文教委員会   |

第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員といふ）、調査員及び調査主事と置くことができる。

第四十五条から第四十七条までを次のように改める。

第四十五条 各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別

各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

第五十条の次に次の一条を加え

員長の報告に次いで、少數意見者がこれを議院に報告することができる。この場合においては、少數意見者は、その賛成者と連名で簡単な少數意見の報告書を議長に提出しなければならない。

議長は、少數意見の報告につき、時間を制限することができる。  
第一項後段の報告書は、委員会

院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができまい。

昭和三十年一月二十一日 衆議院会議録第六号(その二) 国会法の一部を改正する法律案

は、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

第六十一条第二項を次のように改める。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いは、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

第六十五条第一項を次のように改める。

国会の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合にはその院の議長から、衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣に経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案は、後会に継続する。

第七十三条議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に交付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

「第八章 質問及び自由討議」を「第八章 質問」に改める。

第七十四条第三項を次のように改める。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いて、議院に諮らなければならぬ。

第七十五条第二項を次のように改める。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

第八十三条及び第七十八条削除

第八十三条の次に次の三条を加える。

第八十三条の二 参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

第八十三条の三 参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両議院の回付案に同意しないで、両議院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないとときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、法律案について、衆議院協議会を求めることが

できる。

参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを

衆議院に返付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

第八十三条の三 衆議院は、日本国憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第六十条第二項又は第六十一条の規定により、参議院の議決が国会の議決となつたときは、その旨を参議院に通知する。

前二項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案を、又は回付案を衆議院に返付する。

第八十三条の四 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後

の会期で議決したときは、第八十一条による。

第八十七条を次のように改める。

第九十九条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があったときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集合しなければならない。

第一百条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写を添えて

第九十二条の次に次の二条を加える。

第九十二条の二 協議委員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があつてもなお出席しないときは、議員二十人以上の連

議するには、議員二十人以上の連逮捕された議員の放逐の要求書を発名で、その理由を附した要求書を

参議院議長に提出しなければならぬ。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の放逐の要求書を発名で、その理由を附した要求書を

参議院議長に提出しなければならぬ。

前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならぬ。

前二項の場合は、直ちにその協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならぬ。

その氏名を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを放

しえばならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の放逐の要求書を発名で、その理由を附した要求書を

参議院議長に提出しなければならぬ。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の放逐の要求書を発名で、その理由を附した要求書を

院の同意については、その案件を内閣から提出する。

第一百二条の五 第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替えるものとする。

第一百四条を次のように改める。

第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

第一百六条を次のように改める。

第一百四条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第一百八条を次のように改める。

第一百八条 各議院の議員が、他の議院の議員となつたときは、退職者となる。

第一百十条を次のように改める。

第一百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内閣総理大臣に通知しなければならない。

第一百十四条 国会の会期中各議院の纪律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行ふ。閉会中もまた、同様とする。

第一百十五条を次のように改める。

第一百十五条 各議院において必要とする警察官は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第一百二十二条第三項を次のように改める。

議員は、衆議院においては四十人以上、参議院においては二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第一百二十六条第一項を次のように改める。

裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

第一百二十八条を次のように改め

第一百二十八条 各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第一百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、各議員に一人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

第十七章の次に次の第一章を加える。

第十八章 梯則  
第一百三十三条 この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

#### 附 則

1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

2 国会職員法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「図書館運営委員会」を「議院運営委員会」に改める。

3 裁判官彈劾法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項を次のように改める。

裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

第百二十七条の二第一項中「彈劾裁判所」の下に「又は訴追委員会」を、「裁判長」の下に「又は委員長」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条（裁判官訴追委員・予備員）裁判官訴追委員（以下訴追委員といふ。）の員数は、衆議院

議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各五人とする。

衆議院議員たる訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員選挙の後初めて召集される国会の会期の始めにこれを行う。

衆議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行ふ。

議員は、国会の閉会中の職務を行ふ場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、相当額の職務雜費を受ける。

委員長は、前項の職務雜費のうち場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雜費を受ける。

第七条第六項中「衆議院議長の同意及び衆議院の」を「両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雜費を受ける。

第十条第一項中「十五人以上の訴追委員の出席がなければ」を「衆議院議員たる訴追委員及び参議院議員たる訴追委員がそれぞれ七人以上出席しなければ」に改める。

第十一条の二第二項中「衆議院議員たる訴追委員がそれぞれ七人以上出席しなければ」に改める。

第十二条第一項中「又は委員長」を「衆議院議員たる訴追委員の承認を、参議院議員たる訴追委員については衆議院議員の承認を、

参議院議員たる訴追委員については参議院議長に、同条第三項中「衆議院議長」を「衆議院議員たる訴追委員については衆議院議長の承認を、

参議院議員たる訴追委員については参議院議長に、同条第三項中「衆議院議長」に、同条第三項中「衆議院議長」を「両議院の議長の協議して」に改める。

第十二条但書中「訴追委員」を

けた場合に、その訴追委員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

訴追委員及びその職務を行う場合は、前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

予備員が前項の規定により職務を行う場合は、前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

予備員は、その者の属する議院の議員たる訴追委員に事故のある場合又はその訴追委員が欠

「衆議院議員たる訴追委員」に改め  
る。

〔菅家喜六君登壇〕

別委員会を設置して調査研究をなされ  
ておつたのでありますて、これらの結

て」常会の会期は終了したものとする  
というただし書きをつけることとした  
のであります。

第五は、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以

4  
国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

○菅家喜六君　ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

別委員会を設置して調査研究をなされておったのでありますて、これらの結果に基いて、去る第二十回国会に国合法の一部を改正する法律案として提出されるに至つたのでありますが、短期間

て」常会の会期は終了したものとする  
というたゞ書きをつけることとした  
のであります。

第五は、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要するという要件を付加したこと。さらに、同一の趣意より、法律

第四条第一項、第五条第二項、  
第四章の章名、第十一条第一項、  
第十三条、第二十六条第二項及び  
第二十八条中「図書館運営委員会」  
を「議院運営委員会」に改める。

憲法は、申し上げるまでもなく、憲法付属の重要法典でありまして、憲法も本法によつて初めてその運用の妙を發揮できるのでありますから、憲法の実施以来ここに約十か年の経験を積

国会でありましたので、議院運営委員会の審査が終了したままで国会の議法を得るに至らなかつたことは、さへもに遺憾でありました。今回両院の議院運営委員会の理事の合同会において、

來、会期中に内閣から議員の逮捕について訴訟を求める手続規定はあります。たが、逮捕された議員の釈放に関する手続規定を欠いていたのであります。

案に対する修正の動議についても、予算の増額を伴うもの及び予算を伴うこととなるものの、また予算に対する修正の動議については、同様の要件を付加することといたしました。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「図書館運営委員長」を「議院運営委員長」に改める。

んで、より、そぞれ憲法の精神に沿うた  
民主的な国会運営をはかるため、その  
改正が待望されておつたのでありま  
さきの国会における本院の議院運営委  
員会の議決案をもととして相互に意見  
の調整をはかつて、ここに本案が提出

第六六、法律等の奏上または内閣への送付に関するものであります。法律等の奏上または内閣への送付について閣から通知せしめることをあわせて規定了したのであります。

5 国立国会図書館建築委員会法  
(昭和二十三年法律第六号)の一部

は、從来すべて衆議院の議長から奏上  
第三回、常任委員会より整里充合て聞  
定いたしたのであります。

6 地方自治法（昭和二十一年法律  
第一條中「図書館運営委員長、建  
設院總裁」を「議院運営委員長、建  
設大臣」に改める。  
を次のように改正する。

もつて民主政治の健全なる発達を期す  
ため、いわゆる自肃三法の一環とし  
て、さきの国会において果し得なかつ  
た国会法の改正案をここに提出するに  
關として名実ともに国民の信頼と尊敬  
とを集め、国政の審議の重責を果し、  
明申し上げますが、この改正の眼目  
は、国会自肃の立場からする制度の改  
正、憲法の原則からする規定の明確  
化、それから實際の運営面から必要と  
考えられる諸点の是正等でありまし  
て、その他はいずれも字句の整理であ

第六十七号)の一部を次のように  
改正する。

至つた次第であります。

第二百六十一條第一項中「国会」を「国会又は參議院の緊急集会」に、「衆議院議長」を「最後に議決した議院の議長（衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、參議院の緊急集会において議決した場合には參議院議長とする。）」に、同条第五項中「衆議院議長」を「衆議院議長及び參議院議長」に改める。

議会制度の趣旨に沿うため、根本的な改正も考えられるのではないかとおそれがあります。そこで、憲法上で認められた両院協議会制度の運営がなされることを建前として、その敷衍策を講じた次第であります。

第九は、議院の内部警察権に関するものであります。各議院の内部における議長の警察権は、会期中に限りこれと認めていたのですが、現在は閉会中にも委員会の審査は常に行われている実情にかんがみまして、閉会中もなお会期中と同様内部警察権を議長に認めることが適当と考えたわけであります。

第十は、懲罰動議提出に関するものであります。これは他の議案の発議または修正の動議の場合における賛成者の要件と均衡を保たしめるため改正したものであります。

第十一は、自由討議及び両院法規委員会に関するものであります。自由討議は、第七回国会に一回行われたのを最後として、今日まで一回も行われたことなく、また両院法規委員会は第十四回国会から一度も開会されない過去の実際の運営にかんがみまして、これらはむしろわが国の議会制度にはそぐわないものとして、この際これを思い切って廃止することが適当と考えた次第であります。

第十二は、緊急集会にに関するものであります。参議院においては別に参議院の緊急集会に関するものが制定され、緊急集会における議案の発議その他規定を設けることとした次第であります。

第十三は、訴追委員に関するものであります。従来、彈劾裁判所の裁判官については両院から選出され、訴追委員は衆議院からのみ選出されていましたが、これを改めて、各国の例を参考いたしまして、今回両議院から同数の訴追委員を出すことといたしました。これが本改正案中の最も重要な一点でございます。

その他、細部にわたりますが、特別会を常会とあわせて召集することができるとしたこと、役員の兼職制限を明確化したこと、専門員制度の改正、同一議案の両院競合防止、及び内閣提出議案の修正または撤回につき各院において議決後はこれを許さないとしたことを等であります。

なお、本案は第二十二回国会の召集の日からこれを施行することとするとともに、本法案の施行に伴う関係法律の整備に関するものをその付則に規定いたしました。

以上、本案の内容の概要について御説明いたした次第であります。

本案は、本日議院運営委員会において

て慎重に協議いたしました結果、こ  
によろしく成案を得た次第であります。  
何とぞ諸君の御賛同を切にお願い  
いたします。(拍手)  
○議長(松永東君) 採決いたします。  
本案を可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松永東君) 御異議なしと認め  
ます。よって本案は可決いたしま  
た。  
この際お詫びいたします。本案につ  
きましては、参議院に対して委員会の  
審査省略の要求をいたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松永東君) 御異議なしと認め  
ます。よってその通り決しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後四時五十五分散会

法務政務次官 櫻内  
外務政務次官 梶内  
外務省條約局長 床次 德二  
大蔵政務次官 遠藤 三郎  
大蔵省主計局長 森永貞一郎  
文部政務次官 小高 繁郎  
厚生政務次官 中川 俊思  
農林政務次官 内藤 友明  
通商産業政務次官 山本 勝市  
運輸政務次官 濱地 文平  
郵政政務次官 小島 徹三  
労働政務次官 志賀健次郎  
建設政務次官 田中 彰治  
行政管理政務次官 加藤 高藏  
北海道開発 政務次官 木村 文男  
自治政務次官 安藤 覚  
防衛政務次官 高橋 祐一  
經濟審議政務次官 村瀬 宣親  
首都建設政務次官 坊 秀男  
一、鳩山内閣總理大臣から松永議員宛、去る十二月十七日議長において承認した根本龍太郎外二十三名を日本政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る十二月二十日国会において元認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。  
日本国とビルマ連邦との間の賠償条約の批准について承認を求める件  
日本国とビルマ連邦との間の平和友好経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律  
を奏上し、その旨參議院に通知した。  
一、去る十二月二十日松永議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。  
外務省アジア局長 中川 融  
一、鳩山内閣總理大臣から松永議長宛、去る十二月二十日議長において承認した中川融を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る十日召集に応じた議員は次の通りである。  
愛媛県第二区選出 村瀬 宣親君  
一、去る十二月二十三日衆議院規則第十四条但書により議長において議席を次の通り変更した。  
一 一 二 三 九 八  
松山 義雄君  
松崎 朝治君  
熊谷 憲一君  
黒金 泰美君  
武田信之助君  
小川 平二君  
瀬戸山三男君  
橋本登美三郎君  
船越 弘君  
大西 祐夫君  
一四 一七 一八 一九 二〇 二四 二五

昭和三十年一月二十一日 宋議院会議録第六号(その二) 議長の報告

|  |     |               |
|--|-----|---------------|
| 昭和三十年一月二十一日<br>衆議院会議録第六号(その二)<br>議長の報告 | 一九七 | 山崎 猛君         |
|  | 一九八 | 選出議員<br>賀県第一区 |
|  | 一九九 | 木村 文男君        |
|  | 二〇〇 | 安藤 覚君         |
|  | 二〇一 | 村瀬 宣親君        |
|  | 二〇二 | 床次 徳二君        |
|  | 二〇三 | 遠藤 三郎君        |
|  | 二〇四 | 内藤 友明君        |
|  | 二〇五 | 櫻内 義雄君        |
|  | 二〇六 | 亘 四郎君         |
|  | 二〇七 | 吉川 久衛君        |
|  | 二〇八 | 池田 清志君        |
|  | 二〇九 | 本笠 公留君        |
|  | 二一〇 | 榎本 一雄君        |
|  | 二一一 | 中嶋 太郎君        |
|  | 二一二 | 岡本 忠雄君        |
|  | 二一三 | 大高 康君         |
|  | 二一四 | 白濱 仁吉君        |
|  | 二一五 | 宇都宮徳馬君        |
|  | 二一六 | 齊藤 憲三君        |
|  | 二一七 | 仲川房次郎君        |
|  | 二一八 | 古井 喜實君        |
|  | 二一九 | 須磨彌吉郎君        |
|  | 二二〇 | 菊池 義郎君        |
|  | 二二一 | 稻葉 修君         |
|  | 二二二 | 藤枝 泉介君        |
|  | 二二三 | 岡野 清蒙君        |
|  | 二二四 | 白井 莊一君        |
|  | 二二五 | 本名 武君         |
|  | 二二六 | 廣瀬 正雄君        |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二二 |               |
|  | 二二三 |               |
|  | 二二四 |               |
|  | 二二五 |               |
|  | 二二六 |               |
|  | 二二七 |               |
|  | 二二八 |               |
|  | 二二九 |               |
|  | 二二〇 |               |
|  | 二二一 |               |
|  | 二二  |               |



官 報 (号 外)

一、去る十二月二十日議長において、  
次の通り常任委員の補欠を指名し  
た。

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| 人事委員  | 辻原 弘市君 | 中村 高一君 |
| 門司 亮君                                       |        |        |
| 地方行政委員                                      |        |        |
| 外務委員  | 武久君    | 中村 高一君 |
| 文部委員  |        |        |
| 辻 寛一君                                       | 石山 権作君 |        |
| 小林 進君                                       |        |        |
| 農林委員  |        |        |
| 濱田 幸雄君                                      | 中澤 茂一君 |        |
| 水産委員  |        |        |
| 鶴林二喜男君                                      | 木村 武雄君 |        |
| 経済安定委員                                      |        |        |
| 武田信之助君                                      | 床次 德二君 |        |
| 予算委員  |        |        |
| 園田 直君                                       | 椎熊 三郎君 |        |
| 古井 嘉實君                                      | 森 清君   |        |
| 稻富 稔人君                                      |        |        |
| 議院運営委員                                      |        |        |
| 図書館運営委員                                     | 田中 龍夫君 |        |
| 一、去る十一月二十一日常任委員会に<br>おいて、次の通り理事を補欠選任し<br>た。 | 床次 德二君 |        |
| 理事 宇都宮徳馬君（理事内藤友<br>明君去る十二月二十一日              |        |        |
| 理事辞任につきその補欠                                 |        |        |

理事 藤枝 泉介君(理事坊秀男)  
君去る十二月二十一日理事  
事辞任につきその補欠 小川 曹明君(理事久保田鶴松君去る十二月二十一日理事事辞任につきその補欠)

|        |                   |         |
|--------|-------------------|---------|
| 理事     | 藤枝 泉介君            | (理事坊秀男) |
| 理事     | 伊東 岩男君            | (理事安藤賛) |
|        | 君去る十二月二十一日理       |         |
|        | 事辭任につきその補欠        |         |
|        | 鶴松君去る十二月二十一       |         |
|        | 日理事辭任につきその補       |         |
|        | 欠                 |         |
| 予算委員会  |                   |         |
| 理事     | 川崎 秀二君            | (理事山本勝) |
|        | 市君去る十二月十八日委       |         |
|        | 員辭任につきその補欠        |         |
|        | 去る十二月二十一日議長におい    |         |
|        | て、次の常任委員の辭任を許可した。 |         |
| 人事委員   |                   |         |
| 辻原 弘市君 | 横路 節雄君            |         |
| 法務委員   | 中村三之丞君            |         |
| 大藏委員   | 坊 秀男君             |         |
| 文部委員   |                   |         |
| 天野 公義君 | 石山 権作君            |         |
| 農林委員   | 安藤 覚君             |         |
| 水産委員   | 佐伯 宗義君            |         |
| 電気通信委員 | 成田 知巳君            |         |
| 予算委員   |                   |         |
| 植木庚子郎君 | 熊谷 憲一君            |         |
| 小峯 柳多君 | 篠田 弘作君            |         |
| 原 健三郎君 | 前田 正男君            |         |
| 小校 一雄君 | 高瀬 傳君             |         |
| 伊藤 好道君 | 滝井 義高君            |         |

森三樹二君 黒田 麟男君 川島 金次君  
淺沼稻次郎君 議院運営委員 山中 貞則君 田中 龍夫君

|        |        |
|--------|--------|
| 森 三樹二君 | 川島 金次君 |
| 黒田 麻男君 | 淺沼稻次郎君 |
| 議院運営委員 |        |
| 山中 貞則君 | 田中 龍夫君 |
| 法務委員   | 安藤 覚君  |
| 大蔵委員   | 佐伯 宗義君 |
| 文部委員   |        |
| 小峯 柳多君 | 辻原 弘市君 |
| 農林委員   | 小枝 一雄君 |
| 水産委員   | 坊 秀男君  |
| 電氣通信委員 | 伊藤 好道君 |
| 予算委員   |        |
| 福田 篤泰君 | 山中 貞則君 |
| 大橋 武夫君 | 天野 公義君 |
| 津雲 國利君 | 池田 勇人君 |
| 中村三之丞君 | 田中 龍夫君 |
| 成田 知巳君 | 足鹿 覚君  |
| 横路 節雄君 | 淺沼稻次郎君 |
| 久保田 豊君 | 川島 金次君 |
| 議院運営委員 |        |
| 熊谷 憲一君 | 高瀬 傳君  |
| 予算委員   |        |
| 津雲 國利君 | 山田 彌一君 |
| 議院運営委員 | 田渕 光一君 |

一、去る十二月二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る十二月二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

|        |                    |             |
|--------|--------------------|-------------|
| 予算委員   | 小林 絹治君             | 田渕 光一君      |
|        | 議院運営委員             | 山田 順一君      |
|        | おいて、次の通り理事を補欠選任した。 |             |
| 理事     | 小峯 柳多君（理事小峯柳多君）    | 多君去る十二月二十一日 |
|        | 委員辞任につきその補欠        |             |
| 電気通信委員 | 三宅 正一君             |             |
| 予算委員   | 西村 葦一君             |             |
| 富田 健治君 | 西村 葦一君             |             |
| 久保田 豊君 | 西村 葦一君             |             |
| 電気通信委員 | 西村 葦一君             |             |
| 予算委員   | 西村 葦一君             |             |
| 小峯 柳多君 | 西村 葦一君             |             |
| 黒田 喬男君 | 西村 葦一君             |             |
| 人事委員   | 大麻 唯男君             |             |
| 法務委員   | 安藤 覚君              |             |
| 文部委員   | 小峯 柳多君             |             |

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十二月二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| 水產委員 | 経済安定委員 | 予算委員   |
| 大橋   | 天野 公義君 | 田淵 武夫君 |
| 山中   | 貞則君    | 光一君    |
| 椎熊   | 池田 勇人君 | 小林 繩治君 |
| 三郎君  | 福田 篤泰君 | 福田 勇人君 |

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水產委員   | 水產委員   | 池田     | 勇人君    | 床次     |
| 經濟安定委員 | 予算委員   | 大橋     | 武夫君    | 德二君    |
| 天野 公義君 | 山中 貞則君 | 田渕     | 光一君    | 福田     |
| 山中 龍夫君 | 園田 直君  | 森 清君   | 椎熊 三郎君 | 篤泰君    |
| 議院運營委員 | 熊谷 憲一君 | 山田 弥一君 | 高瀬 傳君  | 田中 龍夫君 |
| 人事委員   | 吉田 重延君 | 吉田 重延君 | 安藤 覚君  |        |
| 法務委員   |        |        | 中村三之丞君 |        |
| 文部委員   |        |        | 天野 公義君 |        |
| 水產委員   |        |        | 椎熊 三郎君 |        |
| 經濟安定委員 |        | 園田 直君  |        |        |
| 予算委員   | 篠田 弘作君 | 前田 正男君 |        |        |
| 原 健三郎君 | 山田 弥一君 | 富田 健治君 |        |        |
| 山田 弥一君 | 熊谷 憲一君 | 植木庚子郎君 |        |        |
| 楠美 省吾君 | 楠美 省吾君 | 館林三喜男君 |        |        |
| 小枝 一雄君 | 高瀬 傳君  |        |        |        |
| 議院運營委員 | 吉田 重延君 |        |        |        |
| 山中 貞則君 |        |        |        |        |
| 田渕 光一君 |        |        |        |        |
| 田中 龍夫君 |        |        |        |        |
| 好文君    |        |        |        |        |

大蔵委員会  
理事 宇都宮徳馬君（理事内藤及  
明君去る十二月二十一日  
理事辞任につきその補欠）

理事　宇都宮徳馬君（理事内藤及  
明君去る十二月二十一日  
理事辞任につきその補欠）

昭和三十年一月二十一日 衆議院会議録第六号(その二) 議長の報告

一、昨二十日公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り  
理事 河野 金昇君（理事喜多壯一郎君昨二十日理事辞任につきその補欠）  
別委員の辞任を許可した。

二、去る十九日議長において、次の通り  
公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り  
河野 松永 東君  
一、去る十九日議長において、次の通り  
河野 金昇君  
一、去る十一月十七日衆議院両院法規委員會本正一君は退職された。  
一、去る十二月十七日委員会に付託された議案は次の通りである。  
警察法の一部を改正する法律案（中井一夫君外十八名提出、衆法第一号）  
地方行政委員会 付託  
一、去る十二月十七日參議院に送付された条約は次の通りである。  
日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件  
日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十二月二十七日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る十二月二十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

警察法の一部を改正する法律案（中井一夫君外十八名提出）

一、去る十二月二十日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び經濟協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十二月二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日予備審査のため參議院から送付された次の議案を受領した。

珪肺法案

労働基準法の一部を改正する法律案

一、去る十九日予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

桂肺法案（藤原道子君外十名提出、参法第二号）（予）

労働基準法の一部を改正する法律案（藤原道子君外十名提出、参法第三号）（予）

以上二件 労働委員会 付託

一、昨二十日委員長から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（公職選挙法改正に関する法律案）（公職選挙法改正に関する法律案）（公職選挙法改正に関する法律案）

調査特別委員長提出

一、今二十一日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

一、今二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要要求書を受領した。

本陸君外二十一名提出

褒賞制度拡充に関する決議案（大野本陸君外二十一名提出）

一、今二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要要求書を受領した。

褒賞制度拡充に関する決議案

大野本陸君外二十一名

一、厚生委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二月十七日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的  
右事項について実情を調査し、  
対策を樹立するため

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面によ  
り説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間  
本会期中

右によつて国政に関する調査を致し  
たいから衆議院規則第九十四条によ  
り承認を求める。

昭和二十九年十二月十七日

厚生委員長 田中 好  
衆議院議長 松永東殿

一、予算委員長から提出した次の国政  
調査承認要求に対し、議長は去る十  
二月二十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項  
予算の編成並びに実施状況等に  
関する件

二、調査の目的  
予算の編成並びに施行の適正を  
期するため

三、調査の方法  
関係方面より報告及び説明聴取  
並びに資料の要求等

四、調査の期間  
本会期中

右によつて国政に関する調査を致し  
たいから衆議院規則第九十四条によ  
り承認を認める。

昭和二十九年十二月二十一日  
予算委員長 山口喜久一郎  
衆議院議長松永東君  
一、去る十二月二十二日議員から提出  
した質問主意書は次の通りである。  
国鉄青梅線等に關する質問主意書  
(並木芳雄君提出)  
一、去る十一日議員から提出した質問  
主意書は次の通りである。  
電波法、有線電信電話關係法令並び  
にその施行規則に關する質問主意書  
(土井直作君提出)  
一、去る十二月三十一日内閣から次の  
答弁書を受領した。  
衆議院議員並木芳雄君提出国鉄青梅  
線等に關する質問に對する答弁書  
〔参照〕

すでに長期にわたる地元の熱意  
であるから、特に答弁を求める次

## 二、国鉄五日市線についても津田東

あり、その改善計画を詳しく承  
りたい。

右質問する。

昭和二十九年十一月三十一日

内閣總理大臣 嶋山一郎

衆議院議長松永東殿

衆議院議員並木芳雄君提出國鐵青梅線等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員並木芳雄君提出國鐵  
青梅線等に關する質問に対する

答弁書

## 1 青梅線から東京までの電車の直通運転については、立川駅構内の

配線上、下り電車が直通できないため、作業がいちじるしく困難で

あり、これを改良するため多大の

資金を必要とするばかりでなく、

又車両の増備をも必要とするので

早急実現は困難な実情にある。

## 押島以遠の複線化及び五日市線

の改善については以下のとおり具  
体的計画はなし。

右答弁する。

|              |      |     |      |      |      |      |     |
|--------------|------|-----|------|------|------|------|-----|
| 衆議院会議録第五号中正誤 | 正    | 心配  | 誤    | 必配   | 未四   | 二五   | 行段貢 |
| 元 三 千葉信君     | 正    | 期末  | 一步も  | 一步を  | 二五   | 三末〇  | 元   |
| 外五名          | 千葉信君 | 外六名 | 千葉信君 | 千葉信君 | 千葉信君 | 千葉信君 | 外五名 |

昭和三十年一月二十一日 楽議院會議録第六号(その二)

明治三十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

配送料半

発行所

東京新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局  
九段下  
九〇〇一  
官報